

相談者(Aさん)

今日は総務課の部下であるS主任の困り事で相談に伺いました。先生から良いアドバイスを頂いて帰り、S主任に伝えたいと思います。

弁護士 総務課長も色々な困りごとや悩みを持込まれる立場でしょうから、大変ですね。それでS主任がどうしたのですか。

Aさん 実は全く身に覚えのない事で、東京の業者から請求書が送られて来たのだそうです。請求書には支払わないと裁判を出すとか、財産を差し押さえると言っような事が書いてあるのだそうです。

弁護士 インターネットや携帯電話の有料サイト等での様な問題が多発しています。S主任も出会い系サイトとかに関わる請求ではないでしょうか。

Aさん いいえ、S主任は真面目な服装を着たような人ですから、出会い系サイトなどではありません。学習教材の請求なのだそうです。インターネットで検索し、あるパソコンの学習教材に興味を持ち、ネット上でアンケートに答えたのだそうです。何も購入したわけではないのに、何と突然一五万円もの請求書が来てしまったのです。そして請求書だけではなく、携帯電話にはしょっちゅう電話がかかってくるし、最近では職場にまで電話が来るよう

しまう人もいないわけではありません。

Aさん そういった請求の場合にはどうしたら良いのですか。

弁護士 そういった請求が来ること自体、恥ずかしいという気持ちがあるのかもしれませんが、それを見えなくして隠そうとするとこれまた業者の思うつぼなのです。むしろこの際正直に家族や職場に事情を打ち明けた方が、きっぱりとした拒絶が出来ると思います。

Aさん 職場で注意しなければならぬことは、どのようなことですか。

弁護士 架空請求を受ける立場の人には、今お話ししたように後ろめたい気持ちの人もいます。しかし、あくまでも権利に基づかない請求なので、その結果電話が頻繁にかかるなどして一時的に職場も迷惑するでしょうが、だからといって自分で解決しろ、などという姿勢は正しいとはいえません。この様な請求自体反社会的なものですから、自治体の職場としては、不当な請求から職員を守るといった気持ちを持つことも必要だと思います。架空請求と思われる電話は取り次がないなどして、職場でバックアップしてあげれば助かるでしょうね。

Aさん 新聞で読んだのですが、業者からの請求ではなく法律事務所や消費者救済センターなどという名前前で請求する事例もあるのですか。

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第10回

身に覚えのない請求

になったのです。

弁護士 それは困りましたね。多分アンケートに答えるときに個人情報記載してしまい、それが悪用されたと考えられます。

Aさん どの様に対応すれば良いのでしょうか。



弁護士 確かにその様です。最近では「東京都千代田区霞が関1-3-1東京弁護士会館財団法人消費者救済センター」という名前前で請求が来た例があるそうです。東京弁護士会の信用を利用しようとする、極めて悪質な詐欺ですね。また実在しない法律事務所名で架空請求がなされる場合も報告されています。

Aさん 裁判の提起や、財産の差押え通告に留まらず、請求書の中に「個人情報保護法に基づき」とか「プロバイダ責任制限法に基づき」などとうたって請求するケースもあるのだそうですね。

弁護士 確かにその様です。こういった法律名を持ち出して、あたかも法律に基づいた正式な通知書面であるかのように見せかけようとしているわけです。これらの法律はネット上の契約の請求根拠にはなり得ません。また

弁護士 アンケートに答えただけで、教材を購入したわけではないのですから、業者には請求する権利は全くありません。架空請求の一種ですので、支払う必要はないのです。これ以上請求が続くようであれば、弁護士名で内容証明郵便を送付して、購入していないことを通告することも考えて良いでしょう。電話が頻繁で仕事に支障をきたすような場合は、警察に連絡した方が良いでしょう。

Aさん 業者の方ではとにかく連絡をよこせとしてくく言ってくるのだそうですが、どうしたらよいでしょうか。

弁護士 連絡をすることは向こうの思うつぼです。電話の中で親や親戚など今まで知られている以上の個人情報をもっと聞き出そうとしているケースが良くあります。決してその手に乗ってはいけません。

Aさん 先生はこの様な架空請求の事件をたくさん扱っているのですか。

弁護士 去年くらいから目に見えて多くなっています。S主任の場合には、学習教材でしたのでまだ良いのですが、出会い系サイトやアダルトサイトからの請求の場合は、もっと困ることになります。そういった請求だと本人も家族や職場に知られることを嫌がりやすいため、そこが業者の付け目なのです。執拗な請求に怯えたり、根負けしたりして支払って

サービス法を持ち出す例もあるようですが、正式なサービス(債権回収業者)が回収できる債権は法律で限定されており、ネット上の利用代金はこれに含まれないのです。

Aさん 最後にこうした架空請求に対する心構えをもう一度まとめて教えて下さい。

弁護士 第一に何と言っても身に覚えのない請求は払う必要がないということです。次に家族や職場に隠したままで解決しようとすることは得策では無いということです。架空請求に対する具体的な対応としては、次の四点を確認して下さい。①基本的には無視して、こちらから連絡はとらないこと。②個人情報には教えないこと。③警察へも情報提供しておくこと。④請求書やメールなどの証拠は保存しておくこと。

Aさん とても参考になりました。この様な不当な架空請求に対しては、職場もそうですが社会のみんなが力を合わせて行く必要があるのだですね。

◎執筆者



阿部・佐藤協同法律事務所
弁護士
佐藤 裕一
(さとう ゆういち)
東北大学法科大学院教授
宮城県人事委員会委員